

岩手県告示第164号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興防災部に係るもの（令和3年岩手県告示第271号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
復興くらし 再建課	<u>地域基幹産業人材確保支援事業費補助、水産加工業DX推進事業費補助、沿岸地域起業業者等成長促進費補助、災害援護資金貸付金利子補給補助、被災者生活再建支援金支給補助、被災者住宅再建支援事業費補助</u> 及び被災者の参画による心の復興事業費補助	復興くらし 再建課	<u>沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助</u> 、災害援護資金貸付金利子補給補助及び被災者の参画による心の復興事業費補助
消防安全課	ヘリコプター運航調整交付金、 <u>岩手県消防協会補助</u> 及び消防団員確保対策費補助	防災課	<u>地震・津波対策緊急強化事業費補助</u>
		消防安全課	ヘリコプター運航調整交付金及び <u>岩手県消防協会補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			